

ておりなかつぎおもてせいさく 「手織中継表製作」の技術が、国の選定保存技術に選定へ
せんていほぞんぎじゅつ

令和5年7月21日（金）、国の文化審議会は、文部科学大臣に対し、文化財保護法の規定により、次の選定保存技術の選定及び保持者の認定等について答申を行う予定です。

○ 選定保存技術の選定及び保持者の認定制度

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能である「文化財の保存技術」のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度です。

1 選定保存技術の選定について

(1) 名称 ておりなかつぎおもてせいさく 手織中継表製作

(2) 選定保存技術の概要

中継表は畳表のひとつで、様々な文化財建造物の畳に使用されている。従来の畳表は1本の長い藁いぐさで織った引通表ひきとおしおもてが用いられていたが、近世には2本の藁草を両端から通して中間で繋ぐ中継表が考案された。これにより、短い藁草でも畳表の材料として使えるようになった。またこの技法では太さが均一な藁草の中間部分のみを使用することにより、良質な畳表の製織が可能となった。

2 選定保存技術の保持者について

(1) 保持者 きたやま じゅんぺい 来山 淳平 ※来^レの字は「未」

生年月日 昭和7年11月20日生（満90歳）
住 所 広島県福山市

(2) 保持者の特徴

手織中継表製作に精通し、その卓越する技術は高い評価を得ている。また手織機の調整、製作や縦糸の製作など、周辺技術も熟知している。



（来山 淳平氏）

(3) 保持者の概要

同人は、勤務していた造船会社が運営する研修施設で、昭和63年から手織中継表の機^{はた}の製作に従事した。織機製作の傍ら、手織中継表製作の技術者から技術を習得し、長年手織中継表製作に従事してその技術に精通している。

更に手織機の調整、製作や縦糸に用いる麻糸の製作など、手織中継表製作に欠かせない技術も熟知している。

以上のように、同人は、手織中継表製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

(4) 保持者の略歴

- 昭和47年 常石造船株式会社入社
- 同 63年 常石造船の研修施設みろくの里で手織中継表機製作に従事
- 平成5年 常石造船株式会社退社
- 同 6年 広島県立博物館「こども博物館教室」講師（同29年まで）
- 同 20年 協同組合伝統技法研究会「第3回伝技塾」講師
- 同 年 文化財豊保存会「豊表製織研修会」講師（同31年まで）
- 同 23年 文化財豊保存会「手織豊表伝承者要請コース」講師（同31年まで）

4 今後の予定

答申後に官報告示を行い認定となる。認定されると、県内の選定保存技術の保持者は2名となる。

5 その他

本県の選定保存技術の選定及び選定保存技術保持者の認定は2件目

選定保存技術 手打針製作
保 持 者 小島 清子
選定・認定日 平成30年9月25日



(織機で藺草を織り込む)

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

| 国指定文化財 | | | 県指定文化財 | | | 合計 |
|-----------|-----------|-----|---------|-----------|-----|-----|
| 種別(種類) | | 件数 | 種別(種類) | | 件数 | |
| 国宝 | 建造物 | 7 | | | | 7 |
| | 絵画 | 2 | | | | 2 |
| | 工芸品 | 16 | | | | 16 |
| | 書跡・典籍・古文書 | 1 | | | | 1 |
| 小計 | | 26 | | | | 26 |
| 重要文化財 | 建造物 | 57 | 重要文化財 | 建造物 | 46 | 103 |
| | 絵画 | 11 | | 絵画 | 51 | 62 |
| | 彫刻 | 44 | | 彫刻 | 94 | 138 |
| | 工芸品 | 61 | | 工芸品 | 55 | 116 |
| | 書跡・典籍・古文書 | 20 | | 書跡・典籍・古文書 | 51 | 71 |
| | 考古資料 | 5 | | 考古資料 | 18 | 23 |
| | 歴史資料 | 4 | | 歴史資料 | 4 | 8 |
| 小計 | | 202 | 小計 | | 319 | 521 |
| 重要無形文化財 | | 0 | 無形文化財 | | 2 | 2 |
| 重要有形民俗文化財 | | 7 | 有形民俗文化財 | | 5 | 12 |
| 重要無形民俗文化財 | | 4 | 無形民俗文化財 | | 67 | 71 |
| 記念物 | 特別史跡・特別名勝 | 1 | 記念物 | | | 1 |
| | 特別史跡 | 1 | | | | 1 |
| | 特別名勝 | 1 | | | | 1 |
| | 特別天然記念物 | 1 | | | | 1 |
| | 史跡 | 27 | | 史跡 | 125 | 152 |
| | 名勝 | 7 | | 名勝 | 6 | 13 |
| | 天然記念物 | 15 | | 天然記念物 | 116 | 131 |
| | | | | 名勝天然記念物 | 0 | 0 |
| 小計 | | 53 | 小計 | | 247 | 300 |
| 重要伝統的建造物群 | | 4 | | | | 4 |
| 合計 | | 296 | 合計 | | 640 | 936 |

| | | |
|-------------------------|-----------|-----|
| 国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 | 11 | |
| 国 選定保存技術 | 2 (+1) | |
| 国 登録文化財 | 登録有形文化財 | 296 |
| | 登録有形民俗文化財 | 1 |
| | 登録記念物 | 3 |

※1 網かけ部分が、今回回答される文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。